

電気通信事業報告規則の改正について

- 2024年1月に開始が予定されているNTT東西のPSTNマイグレーション(固定電話網のIP網への切替え)に伴う電気通信事業報告規則(以下「報告規則」という。)の様式整備、MN
○各社が提供する副回線サービスに係る契約数の把握等のため報告規則の改正を行う。

主な改正事項

○ PSTNマイグレーションに伴う様式整備

- ・NTT東西の通話料金体系が距離段階別から全国一律となり、単位料金区域ごとの契約数を把握する必要がなくなることから、当該報告を不要とする。(様式第1第2表)
- ・前述の理由により、距離段階別に係る通信量等の報告を不要とする。(様式第16第1、3、5表)
- ・携帯電話発信で、加入電話又はISDN着信の場合、着信側のサービスを区別できなくなる事業者が発生することから、その場合は合計値にて報告を求める。(様式第16第1、2、3、4表)
- ・着信側のデータ取得ができなくなることから、都道府県別の通信量等の報告を不要とする。(様式第16第4表)

○ 副回線サービスの把握

- ・MNO各社が提供する副回線サービスについて、同一グループ内のMNOに提供されるサービスと区別して把握する必要があることから、副回線サービスの報告を求める。(様式第3第2表、第13第2表、第15の3)

○ その他所用の規定の整備

施行日

- 令和5年12月26日